

福岡県公報

平成二十二年三月三十一日
第三千九十二号
増刊 ②

目次

規 則 (第九号・第十九号)	(会計管理局会計課)	二
福岡県財務規則等の一部を改正する規則		
福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(港 湾 課)		三九
福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	(県民文化スポーツ課)	四八
政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(県民情報広報課)	四八
福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則	(警察本部組織犯罪対策課)	四九
福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課)	六四
福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課)	六四
福岡県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	七一
福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	七七
福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則	(医療保険課)	七九
福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業経営金融課)	七九
告 示 (第六百十九号・第六百二十三号)		
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	(財 政 課)	八〇
実習船の共同運航に係る事務の受託について	(教育庁財務課)	八〇
福岡県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正す		八〇

る告示 (都市計画課) 八一

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示 (都市計画課) 八一

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 (会計管理局会計課) 八二

訓 令 (第四号・第七号)

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 八四

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 八六

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 八七

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) 八八

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 (議会事務局調査課) 九一

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 九一

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 九一

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) 九一

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁施設課) 九二

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令 (教育庁教職員課) 九三

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) 九四

福岡県教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) 九五

選挙管理委員会 (教育庁総務課) 九六

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正 (市町村支援課) 九七

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……九七

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……九八

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……九九

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条

第五項のへき地公署を定める規則を廃止する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……九九

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則を廃止する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……九九

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) ……一〇〇

規則

福岡県財務規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九号

福岡県財務規則等の一部を改正する規則

(福岡県財務規則の一部改正)

第一条 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第六号中「科学捜査研究所」を「鉄道警察隊及び科学捜査研究所」に改める。

第七十条第二項第二号中「規約等」の下に「及び役員名簿等」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は指定しない。

一 指定を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であるとき。

二 指定を受けようとする者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。

三 指定を受けようとする者が売りさばき所として設置を予定している所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であるとき。

四 指定を受けようとする者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第七十四条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号の一に該当する場合は、知事は、その指定を取り消すものとする。
一 売りさばき人が、暴力団であることが判明したとき。
二 売りさばき人、売りさばき人の役員等又は売りさばきを行う者が、暴力団員等であることが判明したとき。
三 売りさばき所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であることが判明したとき。

四 売りさばき人又は売りさばき人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。

第八十五条第二項中「指定金融機関」の下に「指定代理金融機関又は収納代理金融機関」を加える。
第八十八条第二項第一号中「請求のあつたとき」の下に「積立決定のとき」を加える。
第九十六条第二項の表一の部警察本部の項中「所」の下に「隊」を加える。
第九十七条第四項中「第九十五条第二号」を「第九十五条第一項第二号」に改

め、同条第七項及び第八項中「口座振替一覧表」の下に「又は支払情報内容一覧表」を加える。

第九十八条第二項第三号中「会計年度終了時において精算する場合を除く」を「繰越の承認をする場合に限る」に改める。

第一百条第一号中「不動産登記法施行令」を「不動産登記令」に改める。

第一百七十三条第一項中「三・六パーセント」を「三・三パーセント」に改める。

第一百八十三条第四項中「記名押印する」を「押印する」に改める。

「自動車警ら隊

別表二財務担当所名の欄中 鉄道警察隊 機動捜査隊 を

交通機動隊

」

「自動車警ら隊

に改める。

機動捜査隊 交通機動隊

別表四備考1中「又は請求のあつたとき」を「請求のあつたとき、積立決定のとき又は繰出決定のとき」に改め、同表備考4中「未満」を「以下」に改める。

別表五の6の項中「全部の経費」を削り、同表備考に次のように加える。

4 「債務負担行為に係る経費」の会計管理者に事前合議を要するものについて

は、別表四を適用するものとする。

様式第五十六号中

「願出人住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印 を

「願出人住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

(印) に改める。

(甲) 甲 甲 甲

様式第五十七号の(裏)を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 次の各号の一に該当するときは、売りさばき人の指定を取り消すことがあります。
 - イ 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）に違反したとき
 - ロ 福岡県財務規則第70条の2各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。
 - ハ その他知事が必要と認めたととき。
- 2 次の各号の一に該当するときは、売りさばき人の指定を取り消します。
 - イ 売りさばき人が、暴力団であることが判明したとき。
 - ロ 売りさばき人、売りさばき人の役員等又は売りさばきを行う者が、暴力団員等であることが判明したとき。
 - ハ 売りさばき所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であることが判明したとき。
 - ニ 売りさばき人又は売りさばき人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。
- 3 売りさばき所の見やすいところに、売りさばき所の標識を掲げること。
- 4 証紙は額面金額をもつて売りさばかなければならないこと。
- 5 売りさばきに支障のないように証紙を備えておかなければならないこと。
- 6 汚損若しくはき損した証紙を売りさばいてはならないこと。
- 7 この売りさばき人証を他人に貸与してはならないこと。
- 8 証紙を買受けようとするときは、この売りさばき人証を提示して買受けなければならないこと。
- 9 住所若しくは氏名を変更したとき、又は売りさばき所を変更しようとするときは、この売りさばき人証を添えて売りさばき人指定事項変更願を知事に提出しなければならないこと。
- 10 この売りさばき人証を亡失又はき損したときはすみやかに知事に届け出なければならないこと。

領収証紙代金納入書に用いる印鑑押印欄

（領収証紙を買受けるときは必ずこの印鑑を押印すること。）



「売りさばき人住所（所在地）
 兼住居五十二町中丸 氏名（名称及び代表者氏名）
 （売りさばき人証番号第 号） 印 せ
 」

「売りさばき人住所（所在地）」

氏名（名称及び代表者氏名）
 （生年月日 年 月 日） 印 せ
 （売りさばき人証番号第 号） 」

「 2 変更事項 住所・氏名・売りさばき所の新設・変更・廃止
 新事項 」 を

「 2 変更事項 住所・氏名（ふりがな、生年月日）・売りさばき所の新設・変更・廃止
 新事項 」 に

改めぬ。
 様は兼住居五十二町中丸の二から兼住居五十二町中丸の四并びせきの五へ変更せぬ。

様式第131号その2 (第154条、第167条) (物品購入用)

様式第132号その2 (第163条、第167条) (")

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥

納期限	月 日		納入先		課(室)
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

年 月 日

住所
氏名

印

- 1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の
の金額を納入します。
なお、この場合別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年
につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議
ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害
の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和
22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団
体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」
という。)があつたとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、
当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第50条第1項に規
定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第
5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、
又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
 - (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第4
5号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契
約を解除するか否かを問わず、購入代金の額の100分の20に相当する金額を賠償
金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も
同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではあ
りません。
- 7 福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が
当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の 〇の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となつており、かつ、
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入させること。
- 2 契約金額欄は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の5%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した金額を記入させること。
- 3 うち取引に係る消費税額欄は、課税事業者のみ記入させることとし、金額は、契約金額に105分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入させること。

様式第131号その3 (第154条、第167条) (賃借用)

様式第132号その3 (第163条、第167条) (")

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥ _____

課(財務担当所)名

使用期間	年月日~年月日		使用課(財務担当所)名		
賃借件名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・その他()				
所在地(目的地)					
名称					
構造(車種・定員)					
内 訳	区分	数量	時間	単価	金額
備考					

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

年 月 日

住 所
氏 名

印

- 1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の _____ の金額を納入します。
- 4 私の責任において、履行の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3.3パーセントの金額を納入します。
- 5 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の _____ の金額を納入します。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつており、かつ、
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札(見積)金額(土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。)については、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入させること。
- 2 契約金額欄は、入札書(見積書)金額に当該金額の5%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した金額を記入させること。
- 3 うち消費税及び地方消費税の額欄は、課税事業者のみ記入させることとし、金額は、契約金額に105分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入させること。

様式第131号その4 (第154条、第167条) (電子集約物品購入用)

様式第132号その4 (第163条、第167条) (")

(表)

入札書(見積書)(請書)

くじ番号			
------	--	--	--

¥

発注番号		調達案件名称			
納期限		納入先			
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県 殿

年 月 日

住所

氏名

印

資格審査登録番号

- 1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
 - (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、購入代金の額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の 〇〇の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつており、かつ、
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

くじ番号は、電子入札対象案件(電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。))を使用して行う入札手続きの対象となる案件)の場合は必ず0から999までの任意の数字を記入すること。

様式第三百三十三号中「33/パーセント」を「33.7/パーセント」に改める。
様式第三百三十三号の二及び様式第三百三十四号を次のように改める。

様式第133号の2 (第166条) (本庁、財務担当所)

物品売買契約書

物品の売買に関し、買受者福岡県(以下「甲」という。)と売渡者(以下「乙」という。)との間に下記のとおり契約を締結する。

(売買)

第1条 乙は、別表1に掲げる物品(以下「物品」という。)を甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所等は別表1のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表2のとおりとする。

(検査)

第3条 乙が物品を納入することは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会いのもとに検査を行なう。

(代金の支払い)

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲の指定する請求書により売買代金の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(部分払い)

第5条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の機能部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

(取替えまたは補修)

第6条 納入した物品が、
か月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、または故障したときは、甲は乙に対し、その取替えまたは補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があつたときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替えまたは補修をしなければならない。乙がこれを行なわないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

(遅滞損害金)

第7条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によつて履行期限までに履行を終わらなかつたときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の73.0パーセントに相当する金額とする。

(納期の延期)

第8条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。

この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。

2 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（乙を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があつたとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反があつたとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
- (4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となつており、かつ、
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

き。

- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、第9条第2項の規定により甲が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の100分の20に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(補則)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによる。

(協議)

第12条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたときまたは必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県
契約担当者 職 氏名

職 印

乙 住 所(事務所の所在地)

氏 名(会社の名称及び代表者名)

印

別表1

物 品 名	
数 量	
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	
履 行 場 所	
契 約 保 証 金	
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、売渡者が課税事業者である場合に、契約金額の105分の5を乗じて得た額(1円未満切り捨て)を内数で記入すること。

別表2

物 品 の 規 格	
物 品 の 構 造	
物 品 の 形 状	
物 品 の 寸 法	
製 作 会 社 名	
そ の 他	

様式第134号 (第167条) (本庁、財務担当所)

起工
査定
第 号

(表)

請 書

年 月 日

福岡県 殿

住 所
請負人氏名

印

工事を下記のとおり行うことを承諾します。

記

- 1 工 事
線 市 町
筋 郡 村 大字 字
工事

別紙設計仕様書及び図面のとおり

- 2 請 負 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

- 3 工 期 着工 年 月 日から
日間
完成 年 月 日まで

4 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分のの金額を納入します。

5 私の責任において、工(納)期の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、契約金額の3.3パーセントの金額を納入します。

6 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分のの金額を納入します。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席すること等)。
- 7 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

- 備考 1 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額欄は、請負人が課税事業者である場合に、請負金額に105分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入させること。
- 2 別途知事の定めるところにより、工事請負契約条項を添付する場合は、第4項から第7項の記載を省略し「4 工事請負契約条項別紙添付のとおり」と記載すること。

様式第百五十九号から様式第百六十二号その二までを次のように改める。

様式第159号 (第216条)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

使用許可権者 殿

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

次のとおり行政財産の使用許可を申請します。

1 使用を希望する財産は、次のとおりです。

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 土地の地目又は建物等の種類、構造等
- (4) 使用面積 m²
- (5) 使用人員 人

2 使用の目的又は用途

3 使用希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 使用料の減額又は免除の希望の有無とその理由

5 電気料、電話料、ガス料等の管理経費は、県の定めるところにより全額を負担します。

6 使用財産について支出して有益費、必要費その他の費用の返還は、請求しません。

7 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

8 添付書類

- (1) 使用希望場所の案内図、実測図等の関係図面
- (2) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)
- (3) その他使用許可の申請に参考となる書類

様式第160号 (第218条)

行政財産使用許可更新申請書

年 月 日

使用許可権者 殿

住 所

フリガナ

氏 名



電 話

生年月日

性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

年 月 日付け許可を受けて下記行政財産を使用していましたが、
年 月 日をもってその期間が満了いたしますので、福岡県財務規則(昭和
39年福岡県規則第23号)第218条の規定に基づき使用許可の期間を下記のとおり更
新くださるよう申請します。

記

- 1 財産の表示(所在、地番、地目、地積又は構造、数量)
- 2 使用の目的又は用途
- 3 使用希望期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 4 使用料の減額又は免除の希望の有無とその理由
- 5 電気料、電話料、ガス料等の管理経費は、県の定めるところにより全額負担します。
- 6 使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用の返還は、請求しません。
- 7 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。
なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
- 8 添付書類
 - (1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的並びに代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他公共団体であるときは添付を要しないものとする。)
 - (2) その他使用許可の更新申請に参考となる書類

様式第161号 (第219条)

行政財産使用目的変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

印

電 話

生年月日

性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の行政財産の使用目的を変更したいので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第219条の規定に基づき許可をくださるよう申請します。

記

- 1 財産の表示(所在、地番、地目、地積又は構造、数量)
- 2 現在までの使用目的又は用途
- 3 今後の使用目的又は用途
- 4 使用目的の変更の理由
- 5 添付書類
 - (1) 使用目的の変更申請に参考となる書類

様式第162号 (第219条)

行政財産原状変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

生年月日

性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の行政財産の原状を変更したいので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第219条の規定に基づき許可をくださるよう申請します。

記

- 1 財産の表示（所在、地番、地目、地積又は構造、数量）
- 2 原状変更の概況
- 3 原状変更の目的及び理由
- 4 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 関係図面（原状変更に係る部分の平面図及び配置図）
 - (3) その他原状変更許可の申請に参考となる書類

様式第163号その1 (第220条)

行政財産使用許可書

第 号

申請者 住 所

氏 名



(法人等にあつては、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第

号文書で申請のあつた

の一部使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により次の条件をつけて許可します。

年 月 日

使用許可権者



(使用許可財産)

1 使用許可する財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 使用許可場所(別添図面に表示された部分)
- (4) 使用許可面積 m^2
- (5) 使用人員 人

(用途)

2 使用許可場所は、 を行うために使用し、その他の用途に使用してはならない。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

4 使用料は、 円とする。なお、納入した使用料は、原則として返還しない。

(管理経費の負担)

5 電気料、電話料等の諸設備経費(以下「管理経費」という。)は、申請者の負担とする。この場合の負担額は、別に指示する。

(使用料及び管理経費の改定)

6 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料及び管理経費を改定することができるものとする。

(使用料等の納入)

7 使用料及び管理経費は、県が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

(使用許可場所の管理)

8 使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(実地検査等)

9 県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

(原状変更行為の制限)

10 使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

11 使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用上の損傷等)

12 使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに(財産管理者名)に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。

(使用許可の取消し)

13 次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第6項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。

(1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。

(4) 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者)が、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と判明したとき。

(5) 使用許可を受けた申請者が、暴力団にとつて有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資する恐れがあるとき。

(原状回復)

14 使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、(財産管理者名)が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

(許可取消しによる損失の取扱い)

15 県が地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。

(有益費等の請求権)

16 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。

(損害賠償)

17 許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。

(細部事項の取扱い)

18 使用許可場所の使用に係る細部事項は、(財産管理者名)の指示するところによる。

(使用許可期間の更新)

19 使用許可期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の1月前までに、使用許可権者に申請書を提出しなければならない。

備考 1 福岡県財務規則第216条第2項第1号の用途以外のため使用させるときは、この様式によること。

2 使用を許可する物件の性質等により、上記以外の条件を付する必要があるときは、その条件を付すること。

様式第163号その2 (第220条)

行政財産使用許可書

第 号

申請者 住所

氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け第 号文書で申請のあつた

の一部使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定により次の条件をつけて許可します。

年 月 日

使用許可権者

印

(使用許可財産)

1 使用許可する財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 使用許可場所(別添図面に表示された部分)
- (4) 使用許可面積 m^2

(用途)

2 使用許可場所は、 を行うために使用し、その他の用途に使用してはならない。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

4 使用料は、 円とする。なお、納入した使用料は、原則として返還しない。

(管理経費の負担)

5 電気料、電話料等の諸設備経費(以下「管理経費」という。)は、申請者の負担とする。この場合の負担額は、別に指示する。

(使用料及び管理経費の改定)

6 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料及び管理経費を改定することができるものとする。

(使用料等の納入)

7 使用料及び管理経費は、県が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

(使用許可場所の管理)

8 使用許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

(実地検査等)

9 県において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し必要な指示をすることができるものとする。

(原状変更行為の制限)

- 10 使用許可場所について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で承認を受けなければならない。
(転貸等の禁止)
- 11 使用許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
(使用上の損傷等)
- 12 使用を許可された場所の全部又は一部をき損したときは、速やかに(財産管理者名)に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。
(使用許可の取消し)
- 13 次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第6項の規定に基づき、この許可を取り消すことがある。
 - (1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - (2) 許可条件に違反したとき。
 - (3) 申請者が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。
 - (4) 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者)が、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と判明したとき。
 - (5) 使用許可を受けた申請者が、暴力団にとつて有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資する恐れがあるとき。
(原状回復)
- 14 使用許可期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別に指定する期日までに、使用許可場所を自己の負担により原状に回復し返還しなければならない。ただし、(財産管理者名)が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。
(許可取消しによる損失の取扱い)
- 15 県が地方自治法第238条の4第6項の規定に基づき、使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより申請者に損失が生じても、県は、その損失を補償しない。
(有益費等の請求権)
- 16 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができないものとする。
(損害賠償)
- 17 許可条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければならない。
(細部事項の取扱い)
- 18 使用許可場所の使用に係る細部事項は、(財産管理者名)の指示するところによる。
(使用許可期間の更新)
- 19 使用許可期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の1月前までに、使用許可権者に申請書を提出しなければならない。

- 備考 1 福岡県財務規則第216条第2項第1号の用途以外のため使用させるときは、この様式によること。
- 2 1の(4)の使用許可面積は、電柱にあつては「種類ごとの本数」、地下埋設物にあつては「外径ごとの延長」と読み替えるものとする。
- 3 使用を許可する物件の性質等により、上記以外の条件を付する必要がないものは、その条件を補正して使用すること。

様式第百六十七号を次のように改める。

様式第167号 (第223条)

公有財産借受願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
フリガナ
氏 名 (印)
電 話
生年月日
性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
フリガナ
氏 名 (印)
電 話
生年月日
性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき貸し付けてくださるようお願いいたします。

記

- 1 所在地及び地番
- 2 地目又は建物の種類、構造
- 3 数量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借受希望期間
- 6 借受希望料金
- 7 借受願を提出する理由
- 8 関係図面(別添のとおり字図写、位置図、実測図)
- 9 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。
なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
- 10 添付書類
 - (1) 借受後の利用計画書(資金計画を含む。)
 - (2) 関係図書(位置図、実測図)
(建築目的のものについては、予定建築物の配置図、平面図)
 - (3) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員(フリガナ)の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第百六十九号から様式第百七十二号までを次のように改める。

様式第169号 (第224条)

公有財産借受期間延長願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
 フリガナ
 氏 名 ⑩
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 ⑩
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき借受けていましたが、 年 月 日をもつて借受期間が満了しますので、借受期間を延長して下さるようお願いします。

記

1 従来借受状況

- (1) 契約締結年月日
- (2) 借受期間満了年月日
- (3) 借受料金
- (4) 借受料金の納付状況(借受期間中)

2 今後の借受について

- (1) 所在地及び地番
- (2) 地目又は建物の種類、構造
- (3) 数量
- (4) 借受目的又は用途
- (5) 借受希望期間
- (6) 借受希望料金

3 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

4 添付書類

- (1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第170号 (第224条)

公有財産借受期間更新願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別
 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別
 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の財産を福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき借り受けていましたが、年 月 日をもつて借受期間が満了しますので借受期間を更新して下さるようお願いいたします。

記

- 1 従来借受状況
 - (1) 契約締結年月日
 - (2) 借受期間満了年月日
 - (3) 借受料金
 - (4) 借受料金の納付状況(借受期間中)
- 2 今後の借受について
 - (1) 所在地及び地番
 - (2) 地目又は建物の種類、構造
 - (3) 数量
 - (4) 借受目的又は用途
 - (5) 借受希望期間
 - (6) 借受希望料金
- 3 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に記載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。
 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
- 4 添付書類
 - (1) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員(フリガナ)の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)

様式第171号 (第226条)

公有財産借受目的変更願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受願人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

現在借受中の公有財産の借受目的を下記のとおり変更したいので福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第226条の規定に基づき承認くださるようお願いいたします。

記

- 1 契約締結年月日
 - 2 所在地及び地番
 - 3 地目又は建物の種類、構造
 - 4 数 量
 - 5 現在までの借受目的
 - 6 変更しようとする借受目的
 - 7 変更しようとする理由
 - 8 関係図面
 - 9 添付書類
- (1) 借受目的の変更願に参考となる書類

様式第172号 (第226条)

公有財産原状変更願書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
 フリガナ
 氏 名 (印)
 電 話
 生年月日
 性 別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

現在借受中の公有財産を別添図面のとおり原形を変更したいので福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第226条の規定に基づき承認くださるようお願いいたします。

なお、契約期間が満了したとき又はその他の理由により借受財産を返還する場合には、原形変更部分の原状回復又はその他の処置については、県の指示に従うことを条件とします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 所在地及び地番
- 3 数 量
- 4 借受目的又は用途
- 5 原状変更を必要とする理由及びその概況
- 6 関係図面
- 7 添付書類
- (1) 原状変更願に参考となる書類

様式第百九十三号及び様式第百九十四号を次のように改める。

様式第193号 (第252条) (本庁、財務担当所)

様式第194号 (第252条) (本庁、財務担当所)

(表)

物品貸付申込書				
				No. _____
殿				年 月 日
				住所 _____ (印)
				氏名 _____
下記の物品を借り受けたいので申請します。				
品名	規格	数量 (単位)	借受希望価格	備考
合計				
借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで				
借受の目的及び使用場所				
貸付条件 <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付物品の引渡し、維持、修繕及び返納に要する費用(貸付目的などにより特に借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。)は、借受人において負担すること。 2 貸付物品は、修繕(軽微な修繕を除く。)その他物品の原状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 3 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。 4 貸付物品は、転貸又は担保に供しないこと。 5 貸付物品は、貸付目的以外の目的及び指定を受けた場所以外の場所の使用をしないこと。 6 貸付物品について亡失し、又は損傷し、その他事故を生じたときは直ちに報告書を提出すること。 7 貸付物品について生じた事故が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときはその損害を賠償すること。 8 借受人が次の各号の一に該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、貸付物品を福岡県に返還すること。この場合において、返還により借受人に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。 (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構 				

(裏)

成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつて
るとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

物品借受書 年 月 日

上記の物品を借受けました。なお、決定事項及び貸付条件の履行を誓約します。

借受者氏名 _____ (印)

(福岡県財務規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県財務規則の一部を改正する規則(平成十三年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「売り渡し証紙の額面金額の百分の二・二に百分の百五を乗じて得た額の売りさばき手数料を」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を売りさばき手数料として」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年度に売り渡した証紙の総額が二十五億円を超える売りさばき人 売り渡し証紙の額面金額の百分の二に百分の百五を乗じて得た額

二 その他他知事が定める売りさばき人 売り渡し証紙の額面金額の百分の二・二に百分の百五を乗じて得た額

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十号

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県港湾施設管理条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書きを削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「港湾施設使用許可申請書」を「港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第五条第一項の規定による許可のうち、可動橋の使用に係るもの 旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書(様式第一号の三)

第三条の二第二項を次のように改める。

2 条例第五条第二項第四号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 大気汚染、騒音、悪臭、海洋汚染等が発生するおそれがある場合

二 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の威力を示す行為又は粗暴な若しくはけん騒な行為等が行われるおそれがある場合

三 前各号に掲げる場合のほか、反社会的な行為等により他人に危害を及ぼす等港湾の適正な管理運営に支障をきたすおそれのある場合
第七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

係船許可・承認申請書

福岡県 殿

船長氏名 _____

申請者名 _____

申請者住所 _____

担当者名・連絡先 _____

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード				
船舶基本情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
	船種	【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 / 【 汽船・機船・機帆船・その他 】		
	国籍	船籍港		
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号(信号符号) 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)		(コード)	
	(名前)			
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
運航区分 【 入港・移動 】	着岸舷側 【 左舷・右舷 】	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで) 〇.〇(m)	
航海情報	航路名		【 優先指定・定期・不定期 】	
	仕出港	前港	次港	
	仕向港			
特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【 東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分				

船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量 (種類) (数量)		入港予定港における船積貨物の種類・数量 (種類) (数量)	
	入港予定港		その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)	
危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時			
出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号			
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】		保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)	
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項		①保険者等の氏名又は名称	
			②保障契約の証書の番号	
			③保障契約の有効期間	
			④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか 【なっている・なっていない】	
		⑤保障限度額		
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】				
備考	(決定欄) 船席(着岸位置)			
	バース		着岸位置	
	着岸日時		離岸日時	
	月 日 時 分		月 日 時 分	
	係留時間		使用料	
	時間 分		円	

様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

様式第1号の3 (第3条関係)

旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書

年 月 日

福岡県 殿

住所又は所在地
 申請者 氏名・名称
 連絡先
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者コード							
港湾名							
船名							
信号符字(コールサイン)等							
係留施設名							
施設コード							
利用希望施設	旅客乗降用渡橋(固定)	台					
	旅客乗降用渡橋(移動)	台					
	その他()	台					
利用予定日時	着岸から離岸まで	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	着岸時	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
離岸時	(開始)	月	日	時	分		
	(終了)	月	日	時	分		
その他	(開始)	月	日	時	分		
	(終了)	月	日	時	分		
備考							

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

港湾施設 (荷さばき地等) 使用許可申請書

年 月 日

福岡県 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者 コード		施設の種類	1. 荷役機械 2. 上屋 3. 荷さばき地 4. 野積場 5. コンテナ用電源
施設 コード		施設名称	
信号符字 (コールサイン)等		船 名	
使用数量 (使用面積)		使用区画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード(コンテナ番号)	品 名 (コンテナ種別)	個数・トン数
備 考			

(注意) 該当施設番号を 印で囲み、施設の種類毎に記載してください。

様式第六号の二を次のように改める。

様式第6号の2 (第9条関係)

入港料減免申請書

年 月 日

福岡県 殿

住所又は所在地
申請者 氏名・名称
連絡先
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

申請者コード	
港湾名	
入港日	年 月 日
船名・信号符字等	
総トン数	
入港料の額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備考	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十一号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項にただし書を加える。

ただし、広間棟茶室(全室)については、超過時間一時間につき、同表の一に定める午後一時から午後五時までの額の一時相当りの使用料の額に百分の百二十を乗じて得た額とする。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十二号

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年福岡県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(昭和三十二年法律第二十六号)」の下に「第八条の四の規定による上場株式等の配当所得、同法」を加える。

様式第三号中

分	土地等の	事業所得	
課	短期譲渡	所得	
税	長期譲渡	所得	
	株式等の	事業・譲渡所得	
	先物取引の	事業所得	

を

分	土地等の	事業所得	
課	短期譲渡	所得	
税	長期譲渡	所得	
	株式等の	事業・譲渡所得	
	上場株式等の	配当所得	
	先物取引の	事業所得	

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県規則第十三号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号。以下「条例」という。)第九条、第十条第二項及び第二十四条の規定に基づき、訴訟に關する費用に充てる資金の貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象者)

第二条 条例第九条の規定による資金の貸付け(以下単に「貸付け」という。)は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内で事業を行い、又は行おうとする者
- 三 前二号に掲げる者のほか、県内に滞在中に暴力団員等からの不当な行為によって被害を受けた者

(貸付けの対象となる費用)

第三条 貸付けの対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条に規定する申立ての手数料
- 二 弁護士に支払う費用(訴訟の終了後に支払う報酬を除く。)
- 三 前二号に掲げる費用のほか、知事が適当であると認める費用

(貸付金の限度額等)

第四条 訴訟一件当たりの貸付けの限度額は、百万円とする。

2 貸付けに係る貸付金(以下単に「貸付金」という。)は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第五条 貸付けを受けようとする者は、暴力団排除訴訟資金貸付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 一件の共同訴訟において、貸付けを受けようとする者が二人以上あるときは、そのうちの一人を貸付金の貸付申請及び受領についての代表者と定め、その代表者が、暴

力団排除訴訟資金貸付申請書にその他の貸付けを受けようとする者全員の委任状(様式第二号)を添えて、知事に提出しなければならない。

3 暴力団排除訴訟資金貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 貸付けを受けようとする者の住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとし、法人にあっては、登記事項証明書とする。)

二 訴訟費用支払予定額調書(様式第三号)

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(保証人)

第六条 貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから保証人を立てなければならない。

- 一 一定の職業を有し、弁済の資力を有すること。
- 二 貸付けを受けていないこと。
- 三 貸付けに係る保証人となっていないこと。

2 貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、前項の規定により保証人となつた者が同項各号のいずれかの要件を欠くに至ったときは、新たに同項の規定により保証人を立てなければならない。

3 借受人は、前項の規定により新たに保証人を立てるときは、速やかに保証人変更申請書(様式第四号)により知事に申請をしなければならない。

4 知事は、前項の申請があつたときは、その適否を決定するものとする。

5 前項の規定による決定については、その結果を書面によりその申請をした者に通知するものとする。

(貸付け等の決定)

第七条 知事は、第五条第一項の規定により暴力団排除訴訟資金貸付申請書の提出があつたときは、貸付けの可否及び貸付けをする場合における貸付金の額を決定するものとする。

2 前項の規定による決定については、その結果を書面によりその申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定による貸付けを可とする決定(以下「貸付決定」という。)に必要な条件を付することができる。

(貸付決定の取消し)

第八条 知事は、借受人について、偽りその他不正な手段により当該貸付決定を受けたことが判明したときは、当該貸付決定を取り消すものとする。

(貸付金の交付)

第九条 知事は、貸付決定をしたときは速やかに貸付金を交付するものとする。

2 借受人は、前項の規定により貸付金の交付を受けた後直ちに、暴力団排除訴訟資金借用書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

(追加貸付け)

第十条 借受人は、既に交付を受けた貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加申請をすることができる。この場合において、貸付金の合計額は、第四条第一項に規定する貸付けの限度額を超えない額とする。

2 前項の申請をしようとする者は、暴力団排除訴訟資金追加貸付申請書（様式第六号）に、訴訟費用支払予定額調書及び訴訟費用収支精算書（様式第七号）を添えて知事に提出しなければならない。

3 第一項の貸付けについては、第二条から前条までの規定（第六条第一項第三号の規定を除く。）を準用する。

(貸付金の償還期日等)

第十一条 貸付金の償還期日は、当該貸付金に係る訴訟が終了した日の翌日から起算して六月を超えない範囲内で知事が定める日とする。

2 貸付金の償還は、一時払の方法によるものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、分割払の方法によることができる。

(償還義務消滅時の通知)

第十二条 条例第十条第一項の規定により貸付金を償還すべき義務が消滅したときは、書面によりその借受人に通知するものとする。

(償還金の支払の猶予)

第十三条 条例第十条第二項の規定による償還金の支払の猶予（以下この条において「支払猶予」という。）は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。

- 一 借受人が災害により一時資力を失ったとき。
- 二 借受人が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法

律第百十四号）の規定による入院の勧告若しくは措置により入院し、又は同法の規定により交通を制限され、若しくは遮断されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 借受人は、支払猶予を受けようとするときは、暴力団排除訴訟資金償還金支払猶予申請書（様式第八号）に、その理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、前項第二号の事由により提出することができない場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により暴力団排除訴訟資金償還金支払猶予申請書の提出があったとき、又は前項ただし書に規定する場合において借受人に支払猶予を受ける意思があることを確認することができたときは、支払猶予の可否並びに支払猶予をする場合におけるその猶予の期間及び額を決定するものとする。

4 前項の規定による決定については、その結果を書面により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第十四条 条例第十条第二項の規定による貸付金の償還の免除（以下この条において「償還免除」という。）は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。

一 借受人が死亡した場合において、その訴訟を承継する者がいないとき。

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 償還免除を受けようとする者は、暴力団排除訴訟資金償還免除申請書（様式第九号）に、その理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による暴力団排除訴訟資金償還免除申請書の提出があったときは、償還免除の可否及び償還免除をする場合におけるその額を決定するものとする。

4 前項の規定による決定については、その結果を書面によりその申請をした者に通知するものとする。

(即時償還)

第十五条 知事は、借受人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したことが判明したときは、直ちに貸付金の全部又は一部を償還させるものとする。

(延滞利息)

第十六条 借受人は、貸付金をその償還期日までに償還しなかったときは、当該期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、当該償還すべき金額の全額が千円未満であるとき、又は当該延滞利息の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、当該償還すべき金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第一項に規定する遅延利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(届出)

第十七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 貸付けに係る訴訟を提起したとき。

二 貸付けに係る訴訟について訴訟手続の中断、中止その他の停止があったとき。

三 貸付けに係る訴訟の終局判決に対する上訴の提起があったとき。

四 訴訟代理人を変更したとき。

五 借受人、訴訟代理人又は保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

六 貸付けに係る訴訟の承継があったとき。

2 借受人は、貸付けに係る訴訟について、暴力団排除訴訟経過報告書(様式第十号)により、期日ごとの経過を速やかに知事に報告しなければならない。期日外において当該訴訟に係る手続が行われた場合も、同様とする。

3 借受人は、貸付けに係る訴訟が終了したときは、暴力団排除訴訟結果報告書(様式第十一号)により、その結果を速やかに知事に報告しなければならない。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事別に定める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

様式第1号 (第5条、第7条関係)

(表)

暴力団排除訴訟資金貸付申請書			
福岡県知事 殿		年 月 日	
(申請者の住所又は所在地)			
(申請者の氏名又は名称及び代表者名) (印)			
次のとおり貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
なお、貸付決定があった場合は、福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則(平成22年福岡県規則第13号)の規定を遵守します。			
訴訟の目的			
貸付申請金額	円	必要費用	申立ての手数料 円 弁護士に支払う費用 円 その他訴訟に要する費用 円 合計額 円
申請者	ふりがな氏名	住所	
	生年月日	年齢	郵便番号 電話()
	年 月 日	歳	職業
この貸付金については、次の者と共同して貸付けを受けるものであり、次の者については、私が代理人として貸付申請及び受領を行います。貸付金が交付された場合は、これらの者と連帯して債務を負担します。			
	住所	氏名	年齢 職業
弁護士	氏名		
	事務所等所在地		
	郵便番号		電話番号()
決定	貸付決定額	貸付決定年月日 年 月 日	
	円	貸付決定番号 第 号	
	否 決 取 下 げ	年 月 日	

- 注 1 太枠内には、記載しないこと。
- 2 申請者、申請者と共同して貸付けを受けようとする者又は保証人が法人である場合は、氏名にはその名称を、住所にはその所在地を、職業にはその代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 共同して貸付けを受けようとする場合は、委任状(様式第2号)を添付すること。
- 4 記載する必要のない欄は、斜線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

保 証 人	私は、申請者（共同して貸付けを受けようとする者を含む。）と連帯して債務を負担します。			
	ふりがな		住 所	
	氏 名 (印)			
	職 業		郵便番号	電話 ()
相 手 方	貸付金を借りているか	有 ・ 無	貸付金の保証人となっているか	有 ・ 無
	代 表 者	組織名		
訴 訟 に 係 る 請 求 内 容	行 為 者	所在地		
		氏名		
		氏名・生年月日		
		年 月 日		
備 考	住所			
	所属組織名			

様式第2号 (第5条、第7条、第10条関係)

委任状

代表者(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者氏名)

私たちは、福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則(平成22年福岡県規則第13号)の規定により、上記の代表者と共同して貸付けを受けたいので、当該代表者に100万円を限度として貸付金の貸付申請及び受領を委任します。

なお、貸付金が交付された場合は、上記の者と連帯して債務を負担します。

ふりがな 氏名		住所
生年月日		年齢
年	月	日
郵便番号		電話()
職業		
ふりがな 氏名		住所
生年月日		年齢
年	月	日
郵便番号		電話()
職業		
ふりがな 氏名		住所
生年月日		年齢
年	月	日
郵便番号		電話()
職業		
ふりがな 氏名		住所
生年月日		年齢
年	月	日
郵便番号		電話()
職業		

- 注 1 代表者と共同して貸付けを受けようとする者が法人である場合は、氏名にはその名称を、住所にはその所在地を、職業にはその代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 記載する必要のない欄は、斜線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号 (第5条、第10条関係)

訴訟費用支払予定額調書			
費用区分	内 訳	支 払 予 定 額	支 払 予 定 日
	円	円	年 月 日
申立ての手数料			
弁護士に支払う費用	円	円	年 月 日
その他訴訟に要する費用	円	円	年 月 日
計		円	
貸付申請額			円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4号（第6条関係）

保証人変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

（借受人の住所又は所在地）

（借受人の氏名又は名称及び代表者氏名） 印

次のとおり、貸付金に係る保証人を変更しますので申請します。

借 受 額			円
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定番号	第 号		
変更前の保証人	ふりがな 氏 名	職業	
	住 所		
変更後の保証人	ふりがな 氏 名	職業	
	住 所		
	郵便番号	電話 ()	
	貸付金を借 りているか	有 ・ 無	貸付金の保証人 となっているか
変 更 の 理 由			

以上のとおり、当該貸付金の保証人となりますので、保証人となることが承認された後は、借受人と連帯して債務を負担します。

（保証人の住所又は所在地）

（保証人の氏名又は名称及び代表者氏名） 印

- 注 1 保証人となる者は、印鑑証明書又はこれに代わる書面を必ず添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5号 (第9条関係)

暴力団排除訴訟資金借用書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人

(借受人の住所又は所在地)

(借受人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

保証人

(保証人の住所又は所在地)

(保証人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

年 月 日付け、貸付決定番号第 号で決定があった貸付金を次のとおり借用しました。

なお、福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則(平成22年福岡県規則第13号)の規定を遵守します。

借 受 金 額	円
---------	---

保証人は、借受人と連帯して債務を負担します。

- 注 1 借受人及び保証人は、印鑑証明書又はこれに代わる書面を必ず添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号 (第10条関係)

暴力団排除訴訟資金追加貸付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者

(申請者の住所又は所在地)

(申請者の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

保証人

(保証人の住所又は所在地)

(保証人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

次のとおり貸付金の追加貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

追加貸付申請金額	必要費用	申立ての手数料	円
		弁護士に支払う費用	円
		その他訴訟に要する費用	円
		合計額	円

既借受金額	当該貸付決定年月日	年	月	日
	当該貸付決定番号	第		号

追加貸付申請の理由

この貸付金については、次の者と共同して貸付けを受けるものであり、次の者については、私が代理人として貸付申請及び受領を行います。貸付金が交付された場合は、これらの者と連帯して債務を負担します。

住 所	氏 名	年 齢	職 業

決 定	追加貸付決定額	円
	追加貸付決定	年 月 日
適 用	貸付決定番号	第 号
	否 決 取 下 げ	年 月 日

- 注
- 1 太枠内には、記載しないこと。
 - 2 申請者と共同して貸付けを受けようとする者が法人である場合は、住所にはその所在地を、氏名にはその名称を、職業にはその代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
 - 3 共同して貸付けを受けようとする場合は、委任状(様式第2号)を添付すること。
 - 4 記載する必要のない欄は、斜線で消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7号 (第10条関係)

訴訟費用収支精算書		
費用区分	支払額	支払年月日
申立ての手数料	円	年 月 日
弁護士に支払った費用	円	年 月 日
その他訴訟に要した費用	円	年 月 日
計	円	
貸付額	円	
残額	円	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8号 (第13条関係)

暴力団排除訴訟資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人

(借受人の住所又は所在地)

(借受人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

保証人

(保証人の住所又は所在地)

(保証人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

次のとおり支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	第 号
借 受 金 額	円	支払猶予申請金額	円
訴訟終了年月日	年 月 日	支払猶予申請期限	年 月 日

支払猶予申請の理由

決 定	支払猶予決定額	円	摘 要
	支払猶予期限	年 月 日	
	支払猶予決定番号	第 号	
	支払猶予決定 年 月 日	年 月 日	
	否決 取下げ	年 月 日	

- 注 1 太枠内には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9号 (第14条関係)

暴力団排除訴訟資金償還免除申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受人

(借受人の住所又は所在地)

(借受人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

保証人

(保証人の住所又は所在地)

(保証人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

次のとおり償還免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	第 号
借 受 金 額	円	償還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の額	円	内 申立ての手数料	円
		内 弁護士に支払った費用	円
		内 其他訴訟に要した費用	円

償還免除申請の理由

決 定	償還免除金額	円	摘 要
	償還免除決定番号	第 号	
	償 還 免 除 決 定 年 月 日	年 月 日	
	否 決 取 下 げ	年 月 日	

- 注 1 太枠内には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第10号 (第17条関係)

暴力団排除訴訟経過報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

(借受人の住所又は所在地)

(借受人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

次のとおり、暴力団排除訴訟の経過を報告します。

事 件 名	年 () 第 号
借 受 人 (原 告)	
相 手 方 (被 告)	
(日時)	年 月 日 (時)
(裁判所)	
(訴訟経過)	
(問題点及び意見)	
(次回)	年 月 日 時

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第11号 (第17条関係)

暴力団排除訴訟結果報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

(借受人の住所又は所在地)

(借受人の氏名又は名称及び代表者氏名) (印)

次のとおり暴力団排除訴訟が終了したので結果を報告します。

事 件 名	年 () 第 号
借 受 人 (原 告)	
相 手 方 (被 告)	

(終了年月日) 年 月 日

(裁判所)

(訴訟結果)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡
福岡県規則第十四号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（道路とみなす道の指定）

第二十条 法第四十二条第二項の規定による知事の指定は、法第三章の規定が適用されるに至った際現在在する幅員一・八メートル以上の道で一般交通の用に供されているものについて行うものとする。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十五号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二級建築士（木造建築士）免許申請書（様式第一号。以下「免許申請書」という。）を」を「写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとす。第六条及び第七条において同じ。）をはり付けた様式第一号による免許申請書（次項及び次条において単に「免許申請書」という。）に改める。

第六条第一項中「二級建築士（木造建築士）登録事項変更届（様式第四号）にその旨を記載し、免許証を添え、」を「戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を」に改め、

同条第二項中「前項の」を「第一項の規定による」に、「かつ、免許証を書き換えを」を「第二項の規定による申請があつた場合にあつては、免許証の書換えをし」に改め、同項を同条第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書（様式は、様式第二号又は様式第三号）に準じて指定登録機関（法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者をいう。以下この章及び第六章において同じ。）が定めるものとする。以下この章において同じ。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

3 前二項の規定による届出又は申請は、写真をはり付けた二級建築士（木造建築士）登録事項変更届・書換え交付申請書（様式第四号）により、行わなければならない。第七条第一項中「免許証」の下に「若しくは免許証明書」を、「直ちに、」の下に「写真をはり付けた」を、「その免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同条第二項中「を再交付する」を「の再交付をする」に改め、同条第三項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第八条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十一条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十一条の三を次のように改める。

（規定の適用）

第十一条の三 指定登録機関が法十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（第六章において単に「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第三条第一項、第四条、第六条、第七条第八条第四項、第九条及び第十条の規定の適用については、第三条第一項中「様式第一号による免許申請書（次項及び次条において単に「免許申請書」という。）とあるのは「免許申請書（様式は、様式第一号に準じて指定登録機関が定めるものとする。次項及び次条において同じ。）と、同項、第四条、第六条第一項及び第四項、第七条、第八条第四項並びに第九条の規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第四条第一項中「二級建築士免許証（様式第二号）」

又は木造建築士免許証（様式第三号）（以下これらを「免許証」という。）とあるのは「免許証明書」と、第六条第二項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第三項中「二級建築士（木造建築士）登録事項変更届・書換え交付申請書（様式第四号）」とあるのは「登録事項変更届・書換え交付申請書（様式は、様式第四号に準じて指定登録機関が定めるものとする。）」と、同条第四項並びに第七条第二項及び第三項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第一項中「二級建築士（木造建築士）免許証再交付申請書（様式第五号）」とあるのは「免許証明書再交付申請書（様式は、様式第五号に準じて指定登録機関が定めるものとする。）」と、第九条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第三十条第一号の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第十条中「二級建築士（木造建築士）住所等の届出（様式第八号）」とあるのは「様式第八号に準じて指定登録機関が定める様式」とする。

第二十条中「一級（二級・木造）建築士事務所登録事項変更届（様式第九号）」を「様式第九号による登録事項変更届」に改める。

第二十一条の二を次のように改める。

（規定の適用）

第二十一条の二 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第二十条及び第二十一条の規定の適用については、第二十条中「様式第九号による登録事項変更届」とあるのは「事務所登録事項変更届（様式は、様式第九号に準じて指定事務所登録機関が定めるものとする。）」と、「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十一条中「一級（二級・木造）建築士事務所廃業等届（様式第十号）」とあるのは「様式第十号に準じて指定事務所登録機関が定める様式」とする。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

二級建築士免許申請書

木造

私は、^{二級}木造建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書を添え、申請します。

私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

氏名 _____
(署名)

ふりがな 氏名	生年月日		年 月 日		性 別					
					男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>				
本籍	〒				写真					
現住所					1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。					
試験	二級木造建築士試験の合格時期		平成 年		第 号					
	合格年月日	平成 年 月 日		合格番号						
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。					いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>			
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日					ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>			
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日					ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>			
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日					ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>			
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止期間					ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>			
※審査	免発許証行	名簿登録	副申審査	欠格審査	合名簿照合	登記照合	戸籍照合	領収証紙	※県土整備事務所記載欄	
									責任者(職氏名)	印
※登録番号		※登録年月日			平成 年 月 日		※県土整備事務所受付番号			

(注) 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、口のある欄は該当する口の中にレ印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。
2 外国籍の者は、市町村長の発行する外国人登録済証明書1通(発行後6か月以内のもの)を添付すること。

様式第2号 (第4条関係)

(表)

二 級 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号
 登録年月日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
 二級建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日
 福岡県知事 印

2.4cm

3.0cm

写
真

5.4cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴

講習の種別	修了年月日	修了証番号

4.2cm

7.5cm

様式第3号 (第4条関係)

(表)

木 造 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生

木造建築士登録番号 第 号
 登録年月日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
 木造建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日
 福岡県知事 印

5.4cm

2.4cm

3.0cm

8.5cm

(裏)

講習受講履歴

講習の種別	修了年月日	修了証番号

4.2cm

7.5cm

様式第4号(第6条)

二級
木造

建築士登録事項変更届・書換え交付申請書

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、福岡県建築士法施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名

(署 名)

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
変更前	ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
	性別	男・女				
	本籍					
現住所	〒					
変更後	ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
	性別	男・女				
	本籍					
現住所	〒					
変更理由						
摘要	<p>写真</p> <p>1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりではり付けてください。</p> <p>2 はり付けた写真は免許証に転写されます。</p>					

(注) 戸籍謄本(抄本)を1通(発行後6か月以内のもの)を添付すること。

様式第5号 (第7条)

二級 木造 建築士免許証再交付申請書

私は、下記の理由により免許(証明書)証を 汚損 紛失 したので、免許証の再交付を申請します。

私は、下記の理由が真実であることを誓います。

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名

.....
(署名)

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
本籍					
現住所	〒				
登録番号		登録年月日	年 月 日		

(具体的に詳しく記入すること。)

理
由

写真

1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりではり付けてください。

2 はり付けた写真は免許証に転写されます。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に旧書式による免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新書式による免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、第六条第二項の免許証の書換え交付の申請とみなす。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十六号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号の表保健医療介護総務課の項中「管理係 予算係」を「予算係 企画係」に改め、同表医療指導課の項中「医務係 医療指導係 地域医療係 看護指導係」を「地域医療係 医療指導係 看護指導係 在宅医療係」に改める。

第七条の二の表中市町村支援課の項を削る。

第二十条の三の二第一号口中「事務のうち、私立学校教育職員に関すること」を「事務(私立学校教育職員に係る事務に限る。)(のうち他係に属しないこと)」に改め、同号二を削り、同号水中「事務のうち、私立学校に関すること」を「事務(私立学校に係る事務に限る。)(のうち他係に属しないこと)」に改め、同号水を同号二とし、同号二の次に次のように加える。

ホ 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞、その他表彰に関すること。

第二十条の三の二第一号中へからちまでを削り、リをへとし、又をトとし、同条第二号水を削り、同号二中「事務のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校に関する」を削り、同号二を同号チとし、同号八中「の施行に関する事務のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校」を「(昭和五十年法律第六十号)の施行」に改め、同号八を同号トとし、同

号トの前に次のように加える。

二 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)及びスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百四十一号)の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関すること。

ホ 学校給食法の施行に関する事務(私立学校に係る事務に限る。)(のうち、幼稚園に関すること。

ハ 激甚災害^{じきんさいがい}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関すること。

第二十条の三の二第二号口中「、各種学校及び私立学校審議会」を「及び各種学校」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 教育職員免許法の施行に関する事務(私立学校教育職員に係る事務に限る。)(のうち、幼稚園に関すること。

第二十条の三の二第二号に次のように加える。

リ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務のうち、私立学校に関すること。

第二十条の六第一号子中「(企画・地域振興部市町村支援課合併支援室に係るものを含む。)(」を削り、同号チを同号リとし、同号ト中「(企画・地域振興部市町村支援課合併支援室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等)に関するものを除く。)(を含む。)(」を削り、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 市町村合併の支援に関すること。

第二十条の六第三号八中「(昭和三十七年法律第五十号)」を削る。

第二十条の七を次のように改める。

第二十条の七 削除

第三十一条第一号イを次のように改める。

イ 保健医療介護部に係る人事に関する事務の総括に関すること。

第三十一条第一号中ロからへまでを削り、トをロとし、チをハとし、リからルまでを削り、ヲをニとし、ワをホとし、同条第二号を削り、同条第三号ハを削り、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 企画係

イ 保健医療介護行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、人口動態調査、医療施設調査、患者調査及び国民生活基礎調査に関すること。

ハ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の規定に基づく保健所の事業成績の報告に関すること。

ニ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の施行に関する事務のうち、医師届出に関すること。

ホ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関する事務のうち、歯科医師届出に関すること。

ヘ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関する事務のうち、病院報告に関すること。

ト 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の施行に関する事務のうち、薬剤師届出に関すること。

チ 保健福祉に係る情報システムの総合企画に関すること。

リ 保健福祉に係る統計及び情報化の推進に関すること。

又 保健環境研究所に係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事務のうち、保健医療介護部の分掌事務に係るものに関すること。

第三十一条の四を次のように改める。

（医療指導課の所掌事務）

第三十一条の四 第七条第二項に規定する保健医療介護部医療指導課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域医療係

イ 離島振興法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ロ 母子保健法の施行に関する事務のうち、同法第二十条の二の規定による医療施設の整備に関すること。

ハ 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ニ 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）の施行に関すること。

ホ 無医地区等の診療に関すること。

ヘ 救急医療体制の整備に関すること。

ト 自治医科大学への派遣学生に関すること。

チ 庶務に関すること。

リ 財務会計に関すること。

二 医療指導係

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の施行に関すること。

ロ 医師法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ハ 歯科医師法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関すること。

ホ 医療法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ヘ 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の施行に関すること。

ト 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。

チ 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の施行に関すること。

リ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関すること。

又 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の施行に関すること。

ル 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。

ヲ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）の施行に関すること。

ワ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、病床転換助成事業に関すること。

カ 言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）の施行に関すること。

ヨ 医療相談に関すること。

三 看護指導係

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の施行に関すること。

ロ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に

関すること。

八 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年福岡県条例第五十七号）の施行に関する事。

四 在宅医療係

イ 在宅医療の推進に関する事。

ロ 訪問看護の推進に関する事。

ハ 歯科保健に関する事。

第三十一条の六第一項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号中「保険医療機関等」を「費用等並びに保険医療機関等」に、「報告等、」を「報告等並びに」に、「指導及び審査請求」を「指導」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「負担の調整」の下に「及び後期高齢者医療制度に係る費用等」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、広域化等支援方針に関する事。

第三十一条の六第一項第十号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「第四号、第六号」を「第五号、第七号」に改め、同条第三項中「及び第九号」を「第八号及び第十号」に改め、同条第四項中「第八号」を「第九号」に改める。

第三十一条の七の二第二号ロ及び同条第三号イ中「介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設」に改める。

第三十一条の八第一項中第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 環境行政の総合企画、調査及び調整に関する事。

八 環境保全に係る国際協力に関する事。

第三十一条の八第二項中「前項第七号、第九号」を「前項第九号、第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第八号及び第十号」を「第一項第十号及び第十二号」に改める。

第三十一条の九の二を次のように改める。

（循環型社会推進課の所掌事務）

第三十一条の九の二 第七条第二項に規定する環境部循環型社会推進課の所掌事務は、

次のとおりとする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第九十二号）の施行に関する事。

二 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関する事。

三 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）の施行に関する事。

四 廃棄物の発生抑制、再使用の促進及びリサイクルの推進に係る企画、調整及び啓発に関する事。

五 リサイクル技術の開発の促進に関する事。

六 リサイクルシステムの開発の促進に関する事。

七 新たなリサイクルの事業化の促進に関する事。

八 ごみ固形燃料による発電に関する事。

九 公共関係による産業廃棄物処理の推進に関する事。

十 庶務に関する事。

十一 財務会計に関する事。

十二 財団法人福岡県環境保全公社に関する事。

2 循環型社会推進課企画係の所掌事務は、前項第三号、第四号及び第八号から第十一号までに掲げる事務とする。

3 循環型社会推進課リサイクル係の所掌事務は、第一項第一号、第二号、第五号、第六号及び第十二号に掲げる事務とする。

第三十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 中小企業振興事務所、計量検定所及び大阪事務所に関する事。

第三十二条第二項中「第八号、第十号、第十二号及び第十三号」を「第九号及び第十一号から第十三号まで」に改め、同条第三項中「第一項第九号及び第十一号」を「第一項第八号及び第十号」に改める。

第三十三条の二第二号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターに関する事。

第四十条第四号二を削る。

第四十一条第一号中二をホとし、八を二とし、ロを八とし、イの次に次のように加える

る。

口 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関すること。

第四十三条第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第四十三条の二第四号ロ中「農業経営基盤強化促進法」の下に「（平成五年法律第七十号）」を加え、「事務のうち、他課に属しない」を削る。

第四十三条の三第四号中二をホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

口 種苗法（平成十年法律第八十三号）の総括及び同法に基づく県育成農産品種の取得、保護及び活用に関すること。

第五十条の二を次のように改める。

（企画交通課の所掌事務）

第五十条の二 第七条第二項に規定する県土整備部企画交通課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

二 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。

三 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものを除く。）。

四 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

五 鉄道の整備促進に関することのうち、他課に属しないこと。

六 九州新幹線の建設促進に関すること。

七 九州新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関すること。

八 九州新幹線の開業に関連する行事に関すること。

九 庶務に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るもの（公印の管守、職員の手帳、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

十 財務会計に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るものを含む。）

十一 福岡県建設技術情報センターに関すること。

十二 財団法人福岡県建設技術情報センターに関すること。

2 企画交通課指導係の所掌事務は、前項第二号、第三号及び第九号から第十二号までに掲げる事務とする。

3 企画交通課企画係の所掌事務は、第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事務とする。

4 企画交通課新幹線建設対策係の所掌事務は、第一項第六号及び第七号に掲げる事務とする。

第五十九条第一号中二を削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。

第六十五条第一項第一号の表福岡県市町村合併推進審議会の項及び福岡県市町村合併調整委員の項中「合併支援室」を削る。

第七十二条の表福岡県東福岡県税務所の項中

「収税第三課

自動車税第一係

自動車税第二係

証紙自動車税係

収納係

「収税第三課

自動車税第一係

自動車税第二係

証紙自動車税係

収納係

にあつては、同市東区千早三丁目一〇番四〇号」を削り、同表福岡県北九州東県税務所の項中

「収税第二課

自動車税係

証紙自動車税係

収納係

「収税第二課

自動車税係

証紙自動車税係

収納係

つては、同市小倉南区沼南町三丁目二〇番一〇号」を削り、同表福岡県飯塚・直方県税務所の項中

「収税第二課

自動車税係

証紙自動車税係

収納係

「収税第二課

自動車税係

証紙自動車税係

収納係

を 自動車税係 に改め、「（収税第二課証紙自動車税係にあ

収納係

つては、飯塚市仁保二三番四四)」を削り、同表福岡県久留米県事務所の項中

「収税第二課

「収税第二課

自動車税第一係

自動車税第一係

に改め、「(収税第二課証紙自動車税係

自動車税第二係

自動車税第二係

に改め、「(収税第二課証紙自動車税係

証紙自動車税係

収納係

に改め、「(収税第二課証紙自動車税係

にあつては、同市上津町字中尾山二二〇三番の三〇一)」を削る。

第七十四条第二項第五号イ(1)及び(2)中「自動車税(証紙により徴収するものを除く。

「)を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同号イ(4)中「県税に関する事務のうち、

」の下に「自動車取得税及び」を加え、同号ロ(1)中「自動車税(証紙により徴収するもの

を除く。」「)を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同号ロ(2)中「県税に関する事

務のうち、」の下に「自動車取得税及び」を加え、同号中八を削り、二を八とし、同条

第五項第四号イ(1)中「自動車税(証紙により徴収するものを除く。」「)を「自動車取得

税及び自動車税」に改め、同号イ(3)中「県税に関する事務のうち、」の下に「自動車取

得税及び」を加え、同号中ロを削り、八をロとし、同条第八項第四号イ(1)中「自動車税

(証紙により徴収するものを除く。」「)を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同号

イ(3)中「県税に関する事務のうち、」の下に「自動車取得税及び」を加え、同号中ロを

削り、八をロとし、同条第九項第五号イ(1)及び(2)中「自動車税(証紙により徴収するもの

を除く。」「)を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同号イ(4)中「県税に関する事

務のうち、」の下に「自動車取得税及び」を加え、同号ロ(1)中「自動車税(証紙により

徴収するものを除く。」「)を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同号ロ(2)中「県税

に関する事務のうち、」の下に「自動車取得税及び」を加え、同号中八を削り、二を八

とする。

第八十七条第一項の表福岡県粕屋保健福祉事務所の項中

「保護第二課

「保護第一課

保護第一係

に改め、同表福岡県糸島保健福祉事務所の項中

保護第一係

保護第一係

に改め、同表福岡県糸島保健福祉事務所の項中

保護第二係

保護第二係

に改め、同表福岡県糸島保健福祉事務所の項中

保護第三係

保護第三係

に改め、同表福岡県糸島保健福祉事務所の項中

「総務企画課

「総務企画課

総務係

を

企画指導係

総務係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

保護係

企画指導係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

項内部組織の欄中

「社会福祉課

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

「社会福祉課

児童家庭係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

児童家庭係

児童家庭係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

高年齢・障害者福祉係

高年齢・障害者福祉係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

保護係

保護係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

保護課

保護係

に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

第八十八条第五項中「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」を「福岡県筑紫保健福祉環境事務所の保護課並びに福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」に改め、「並びに福岡県南筑後保健福祉環境事務所の保護課」を削る。

第八十九条第二項第六号に次のように加える。

八 保護第三係

(1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

第八十九条第三項第一号八を削り、同条第八項第四号に次のように加える。

八 保護係

(1) 第一項第五号に規定する事務

第八十九条第八項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第九十八条第一号イ及び同条第二号イ中「(骨、臓器及び血液を含む。」「)の下に「

及びと畜場に併設して営業する食肉処理業」を加え、同条第三号イ中「食鳥処理場等」

を「食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者を除く。以下この号中同じ。」「)に改め、「

(骨及び臓器を含む。」「)の下に「及び食鳥処理場に併設して営業する食肉処理業」を

加える。

第九十九条の表福岡県宗像児童相談所の項中「田熊五丁目五番一号」を「東郷五丁目

五番三号」に改める。

第百十一条の表福岡県立福岡高等技術専門校の項中「被服科」を「アパレルサービス科」に改め、同表福岡県立久留米高等技術専門校の項中「介護サービス科」を「介護サービス科 建築科」に改め、同表福岡県立大牟田高等技術専門校の項中「機械科 家屋営繕科」を「機械科」に改め、同表福岡県立田川高等技術専門校の項中「窯業製品系陶磁器製造科 オフィスビジネス系OA事務科」を「オフィスビジネス系OA事務科」に改める。

第百十三条第二項第三号イ中「被服科」を「アパレルサービス科」に改め、同条第四項第二号イ中「溶接科、機械科及び家屋営繕科」を「溶接科及び機械科」に改め、同条第五項第二号イ中「窯業製品系陶磁器製造科、」を削る。

第百六十二条の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「林業振興課
林業振興第一係
林業振興第二係
普及係」
を
「林業振興課
林業振興係
普及係」
に改め、同表福岡県行橋農林事務所の項中

「農村整備第二課
整備第一係
整備第二係
整備第三係
用地係」
を
「農村整備第一課
整備第一係
整備第二係
整備第三係」
に改める。

第百六十四条第二項第一号ト中(1)を次のように改める。

(1) 林業振興係
(ア)前項第一号へ(1)及び(3)に規定する事務

第百六十四条第二項第一号ト中(2)を削り、(3)を(2)とする。

第百六十四条第六項第五号イ(1)中「第一号ホ(1)(ア)」の下に「及び同号ホ(3)(イ)」を加え、同号二を削る。

第百三十一条第一項の表福岡県福岡県土整備事務所の項中

「道路課
維持係
交通安全・建設係」
を
「道路課
維持係
交通安全・建設係」
に、「緊急連絡管建設事業室」

交通安全・建設係
緊急連絡管建設事業係
を「災害事業室」に改め、同表福岡県久留米県土整備事務所の項を次のように改める。

福岡県久留米県土整備事務所	総務課 総務係 会計係 用地課 管理係 用地係 道路課 維持係 交通安全係 建設係 河川砂防課 河川係 砂防係 都市施設整備課 建築指導課 建設宅建業係 建築審査係	久留米市新合川一丁目七番一七号	久留米市 小郡市 きは市 三井郡
藤波ダム管理出張所		うきは市浮羽町小塩五八〇七番地の二	

第百三十一条第一項の表福岡県那珂県土整備事務所の項中

「河川砂防課
河川係
砂防係」
を
「河川砂防課
河川係
砂防係
災害事業係」
に改め、同条第三項の表福岡県北九州県土整備事務所

所宗像支所の項中

「工務課
緊急連絡管建設事業室
建設第一係
建設第二係」
を
「工務課
工務係
緊急連絡管建設事業係」
に改める。

第百三十二条第四項中「及び緊急連絡管建設事業室」を「及び災害事業室」に、「田川県土整備事務所の国道バイパス建設室並びに北九州県土整備事務所所宗像支所の緊急

急連絡管建設事業室」を「並びに田川県土整備事務所の国道バイパス建設室」に改める。

第二百三十三条第二項中「緊急連絡管建設事業室及び鳴淵・猪野ダム管理出張所」を「災害事業室、鳴淵・猪野ダム管理出張所及び瑞梅寺ダム管理出張所」に改め、同項第四号に次のように加える。

二 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。

第二百三十三条第二項第八号を次のように改める。

八 災害事業室

イ 樋井川及び那珂川流域の床上浸水対策特別緊急事業に関する事。

第二百三十三条第三項中「各課ごと」の下に「及び藤波ダム管理出張所」を加え、同項第三号イ中「規定する事務」の下に「(同号二に規定する事務を除く)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 藤波ダム管理出張所

イ 藤波ダム(以下この号中「ダム」という。)の操作に関する事。

ロ ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する事。

ハ 気象、水象等の調査測定に関する事。

ニ テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関する事。

ホ 庶務に関する事。

へ 財務会計に関する事のうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する事。

第二百三十三条第四項第三号イ、同条第五項第三号イ、同条第六項第三号イ、同条第七項第三号イ、同条第八項第三号イ及び同条第十一項第三号イ中「規定する事務」の下に「(同号二に規定する事務を除く)」を加え、同条第十五項第二号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 第二項第四号二に規定する事務

第二百三十三条第十五項第三号を削る。

第二百四十条第二項の表中福岡県藤波ダム建設事務所の項を削り、同表福岡県五ヶ山ダム建設事務所の項中

「工務課

「工務課

工務第一係

工務第二係

工務第一係

工務第二係 に改め、同表福岡県伊良原ダム建設事務所の項中
工務第三係

「庶務課

用地第一係

用地第二係

調整係

「庶務課

用地第一係 に改める。

用地第二係

第二百四十二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(施行期日)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十七号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十四項第四号中「施行規則」という。()を「施行規則」という。「に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

この号中土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)を「施行規則」という。

イ 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、人の健康に係る被害が生じるおそれ

がない旨を確認すること。

口 法第三条第二項の規定に基づき、施行規則第十八条で定める事項を土地の所有者等に通知すること。

ハ 法第三条第四項の規定に基づき、土地利用方法の変更の届出を受領すること。

ニ 法第三条第五項の規定に基づき、人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の確認を取り消すこと。

ホ 施行規則第十六条第四項の規定に基づき、地位の承継の届出を受領すること。

ヘ 施行規則第二十一条の規定に基づき、法第三条第一項ただし書の確認の取消しを土地の所有者等に通知すること。

第二十條第十八項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第二十三條の二第一号中「食鳥処理場等」を「と畜場に併設して営業する食肉処理業並びに食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者を除く。以下この号中同じ。）」に改め、

「食鳥肉（骨及び臓器を含む。以下この号中同じ。）」の下に「及び食鳥処理場に併設して営業する食肉処理業」を加え、第二十三條の二第一号イ中「所属職員に」の下に「

営業の場所等に臨検し、」を、「使用する食肉」の下に「食鳥肉、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件」を加え、「若しくは食鳥肉」を「

食鳥肉、添加物、器具若しくは容器包装」に改め、第二十三條の二第一号口中、「又は食鳥肉を廃棄させ、」を、「食鳥肉、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又は」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 法第三十條第二項の規定に基づき、食品衛生監視員に営業の施設等について監視指導を行わせること（法第六十二條第三項において準用する場合を含む。）。

第五十條第二項第一号イを削り、同号口中「第八十二條第一項及び第三項」を「第四十九條第一項及び第三項」に改め、同号口を同号イとし、同号ハ中「第八十三條」を「

第五十條」に改め、同号ハを同号口とし、同号に次のように加える。

ハ 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正

正前の法第七十一條の規定に基づき、土地等の売渡し後の状況の検査をすること

第五十一條第一号水中「入学を許可し」を「その結果に基づき可否を判定し」に改め

、同号ハを削り、同号ト中「第十一條第三項」を「第十一條第二項」に改め、同号トを同号ハとし、同号チ中「第十二條第一項、第三項及び第四項」を「第十二條第一項及び

第二項」に改め、同号中チをトとし、リをチとし、又をリとし、ルからヨまでを削り、同号タ中「第二十條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、「進級及び」を削り、

同号タを同号又とし、同号レ中「第二十一條」を「第十六條」に改め、同号レを同号ルとし、同号ソ中「第二十二條」を「第十七條」に改め、同号ソを同号ヲとし、同号ツ中

「第二十三條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同号ツを同号ワとし、同号ネ中「第二十五條」を「第二十條」に改め、同号ネを同号力とし、同号ナ中「第二十六條」を

「第二十一條」に改め、同号ナを同号ヨとし、同号ラ中「第二十七條」を「第二十二條」に改め、同号ラを同号タとし、同号ム中「第二十八條」を「第二十三條」に改め、同

号ムを同号レとし、同号ウ中「第二十九條」を「第二十四條」に改め、同号ウを同号ソとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ 学則第二十五條の規定に基づき、研修科の運営について定めること。

第五十一條第一号イ及びノを削り、同号オ中「第三十二條第四項」を「第二十六條

に、「寄宿舎」を「学生寮」に改め、同号オを同号ネとし、同号ク中「第三十三條」を「第二十七條」に改め、同号クを同号ナとする。

第七十條第八項第五号イ中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改め、同号イを同号口とし、同号口の次に次のように加える。

イ 法第七十四條第一項の規定に基づき、法第七十五條第五項又は法第七十五條の二に規定する届出者及び報告者に対し、指導及び助言をすること。

第七十條第八項第五号に次のように加える。

ハ 法第七十五條第五項の規定に基づき、建築物の維持保全の状況について報告を受領すること。

ニ 法第七十五條第六項の規定に基づき、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。

ホ 法第七十五條の二第一項の規定に基づき、第二種特定建築物の設計及び施工に係る事項の届出を受領すること。

ヘ 法第七十五條の二第二項の規定に基づき、当該届出に係る事項に関し必要な措

置を取るべき旨の勧告をすること。
ト 法第七十五条の二第三項の規定に基づき、建築物の維持保全の状況について報告を受領すること。

チ 法第七十五条の二第四項の規定に基づき、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。

第七十六条の四を次のように改める。

(九州歴史資料館長委任事項)

第七十六条の四 九州歴史資料館長に、次に掲げる事務を委任する。

一 九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する事務

この号中九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)を「条例」という。

イ 条例第五条第二項ただし書の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ロ 条例第七条の規定に基づき、使用料又は手数料の減免を行うこと。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第七十六条の四の改正規定は平成二十二年七月一日から施行する。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十八号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号八中「0.03」を「0.015」に改め、同号へ(1)中「条例第三条第一項第一号

に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の四十」を「基準給付費の一万分の百」に改め、同号へ(2)中「条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲

げる額の合算額の一万分の十五」を「基準給付費の一万分の四十」に改め、同号へ(3)中「条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の十」を「基準給付費の一万分の二十五」に改め、同号へ(4)中「条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の五」を「基準給付費の一万分の十」に改め、同号下中「交付申渡の前申渡分の浦平均被病療費一人当たり医療費×交付申渡の浦平均分の医療費×浦平均被病療費」を「基準給付費」に、「0.2」を「0.8」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成二十一年度分の福岡県国民健康保険調整交付金から適用する。

(経過措置)

2 平成二十一年度における財政健全化交付金については、新規則第三条第一号チの式に規定する交付年度の前年度分の保険料収納割合は、当該割合に、次の各号に掲げる交付年度の前年度における一般被保険者の規模の区分に応じ、当該各号に定める値を加えたものとする。

- 一 一万人未満 一万分の六十三
- 二 五万人未満 一万分の五十八
- 三 十万人未満 一万分の九十七
- 四 十万人以上 一万分の五十九

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十九号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年福岡県規則第三十五号)の一部を

次のように改正する。

第二条第一項中「二」を「いずれかに」に改める。

第三条第一号中「イから八まで」を「イから二まで」に、同号口中「及び同条第五項」を「又は同条第五項」に改め、同号に次のように加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下この二において単に「暴力団員」という

。若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者又は同条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

第十二条中「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第三条第一号イから二までのいずれかに該当するに至つたとき。

第十七条中「二」を「いずれかに」に改め、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第三条第一号イから二までのいずれかに該当するに至つたとき。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第六百十九号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

- 一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
平成二十二年四月一日から、全国自治宝くじ事務協議会に相模原市を加える。
- 二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

附則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百二十号

実習船の共同運航に係る事務を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、次の規約により長崎県及び山口県から受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

長崎県及び山口県と福岡県との間の実習船の共同運航に係る事務の委託に関する規約

（事務の委託）

第一条 長崎県（以下「甲」という。）及び山口県（以下「乙」という。）は、高等学校の水産に関する学科において教育の用に供する実習船（以下「実習船」という。）の共同運航に係る事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を福岡県（以下「丙」という。）に委託する。

一 実習船の運航に関する事務

二 実習船の維持管理に関する事務

三 実習船における漁ろうに関する事務

（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、丙の長が甲の長及び乙の長と協議して定める。

（収入の帰属）

第三条 実習船における漁ろうにより生ずる収入は、すべて丙の収入とする。

（予算の執行）

第四条 丙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、丙の歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の通知)
 第五条 丙の長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算を甲の長及び乙の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第六条 丙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長及び乙の長と毎年定期に連絡会議を開くものとする。ただし、丙の長が必要があると認めるとき又は甲の長若しくは乙の長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃に関する措置)

第七条 丙が、委託事務の管理及び執行について適用される丙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を制定し、又は改廃したときは、丙の長は、直ちに当該条例等を甲の長及び乙の長に通知しなければならない。

2 甲の長及び乙の長は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、甲の長、乙の長及び丙の長が協議して定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲の長及び乙の長は、この規約を告示するときは、併せて、委託事務に關する丙の条例等が甲及び乙に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

(委託事務を廃止した場合における決算)

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、丙の長がこれを決算する。

福岡県告示第六百二十一号

福岡県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県組合施行土地区画整理事業費補助金交付規程(昭和四十六年三月福岡県告示第三百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当する者が理事となつてゐる組合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第二条第六号に規定する暴力団員(イにおいて単に「暴力団員」という。)

イ 同条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百二十二号

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程(平成六年三月福岡県告示第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

6 前五項の規定にかかわらず、個人施行者又は組合の理事が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの対象としない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

二条第六号に規定する暴力団員(次号において単に「暴力団員」という。)

二 同条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百二十三号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示

第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

保健環境研究所 食肉衛生検査所 工業技術センター	大宰府高等学校 福岡農業高等学校 武蔵台高等学校 筑紫高等学校	筑紫野警察署	〃 二日市支店	を
	城南高等学校 福岡工業高等学校 福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校		〃 荒江支店	に、
	城南高等学校 福岡工業高等学校 福岡聾学校 福岡高等聾学校		〃 荒江支店	を
		博多警察署 鉄道警察隊	〃 博多駅前支店	に
		博多警察署	〃 博多駅前支店	を

	保健環境研究所 食肉衛生検査所 工業技術センター	大宰府高等学校 福岡農業高等学校 武蔵台高等学校 筑紫高等学校 特別支援学校「福岡高等学 園」	筑紫野警察署	〃 二日市支店	に
	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校			〃 筑紫支店	を
	玄界高等学校 北筑前養護学校 古賀養護学校 古賀特別支援学校			〃 千鳥支店	を
	玄界高等学校 古賀特別支援学校			〃 千鳥支店	に
	小倉南高等学校 小倉商業高等学校 北九州高等学校 小倉聾学校	小倉南警察署 警察第二機動隊		〃 城野支店	を
	小倉南高等学校 小倉商業高等学校 北九州高等学校 小倉聴覚特別支援学校	小倉南警察署 警察第二機動隊		〃 城野支店	に、
	八幡高等学校 北九州盲学校			〃 七条支店	を
		養護学校「福岡高等学園」 福岡盲学校 福岡高等盲学校		〃 筑紫支店	に

筑後県税事務所 筑後いずみ園 筑後農林事務所 筑後家畜保健衛生所 農業総合試験場八女	教育庁南筑後教育事務所 八女高等学校 八女工業高等学校 筑後特別支援学校 輝翔館中等教育学校	筑後警察署	筑後支店
--	--	-------	------

工業技術センター 水産海洋技術センター 南筑後保健福祉環境事務所 水産海洋技術センター 有明海研究所	大川樟風高等学校 柳河盲学校 伝習館高等学校	柳川警察署	柳川支店
農業総合試験場八女分場	輝翔館中等教育学校	黒木警察署	黒木支店
筑後県税事務所 筑後いずみ園 筑後農林事務所 筑後家畜保健衛生所	教育庁南筑後教育事務所 八女高等学校 八女工業高等学校 筑後養護学校	筑後警察署	筑後支店

水産海洋技術センター 内水面研究所	朝倉光陽高等学校		朝倉支店
浮羽工業高等学校	うきは警察署		吉井支店
浮羽工業高等学校 田主丸特別支援学校			田主丸支店

藤波ダム建設事務所	浮羽真真館高等学校	うきは警察署	吉井支店
農業総合試験場果樹苗木分場	浮羽工業高等学校 田主丸養護学校		田主丸支店
	朝倉光陽高等学校		黒木支店

を

に

を

別表(第十一関係)
別表を次のように改める。
改正する。

福岡県臨時職員規程(昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号)の一部を次のように改正する。

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 麻生 渡

平成二十二年三月三十一日

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁
出先機関

福岡県訓令第四号

訓令

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則

める。

山門高等学校	瀨高支店	に改
--------	------	----

山門高等学校	瀨高警察署	を
	瀨高支店	

南筑後保健福祉環境事務所	伝習館高等学校	柳川警察署	黒木支店	に
水産海洋技術センター 有明海研究所	柳河特別支援学校	柳川支店		
工業技術センター 内水面研究所	大川樟風高等学校		大川支店	

		有給休暇					種 類 の 休 暇		
休 暇		特 別 休 暇			年次休暇	事 由		期 間	
職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に心じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲の期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間		必要と認められる期間		職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
	職員が親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に心じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲の期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	任用期間三十日につき一日（任用期間が六月を超え十月未満の場合にあっては、十日）
		無給休暇					病 気		
介護休暇		特 別 休 暇							
職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子又は配偶者の父母で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護家族」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当である	職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子又は配偶者の父母で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護家族」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当である	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	女性職員が出産した場合	生後一年に達しない生児を育てる女性職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	女性職員が出産した場合	六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間	
	要介護家族の各々が介護を必要とする一〇の継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間	要介護家族の各々が介護を必要とする一〇の継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間	必要と認められる期間	一日二回それぞれ三十分以内の期間	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）	必要と認められる期間		

と認められるとき

備考

年次休暇期間及び病気休暇期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する(日を月に換算するにあたっては、三十日をもつて一月とする。)

附表

親族	日数
配偶者	七日
父母	七日
子	五日
祖父母	三日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日)
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじやおば	一日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日)
子の配偶者又は配偶者の子	一日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじやおばの配偶者及び配偶者のおじやおば	一日

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県訓令第五号

本 庁

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程(昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表空港調査事務関係の項を次のように改める。

県税事務関係		出先機関
福岡市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡	東福岡県税事務所
北九州市	北九州市 行橋市 豊前市 中間市 遠賀郡 京都郡 築上郡	北九州東県税事務所
飯塚市	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡	飯塚・直方県税事務所

一 証紙により徴収する自動車取得税及び自動車税の賦課、犯則取締り及び徴収に関すること。

二 自動車税に係る納税証明書(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二第一項に規定する書面に限る。)の交付及び自動車税の収納に関すること。

久留米市	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 朝倉郡 三井郡 三潴郡 八女郡
久留米県税事務 所	

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第六号を削り、同欄第七号イ中「法第三条第一項」の下に、「第四条第二項及び第五条第一項」を加え、「法第九条第一項から第三項まで」を「法第三条第四項、第四条第一項及び第十二条第一項から第三項まで」に、「施行規則第一条第二項及び第十二条第一項」を「施行規則第一条第一項及び第十六条第一項」に改め、「同条第三項に規定する報告」を削り、「同条第四項及び第七項」を「同条第四項」に改め、同号口中「法第二十九条第一項」を「法第十四条第四項並びに第五十四条第一項、第三項及び第四項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄中第八号を第七号とし、第九号を削る。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

本 庁
出 先 機 関
福 岡 県 警 察 本 部
福 岡 県 教 育 庁
福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局

福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局
福岡県知事 麻生 渡
平成二十二年三月三十一日
福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表監査委員事務局の項中

総務課長の決裁事項	総務課副課長	総務課課長補佐
-----------	--------	---------

を

総務課長の決裁事項	総務課副課長	総務課長が指定する職員
-----------	--------	-------------

に改める。

第二十一条第三号中りを又とし、二から七までをホからリまでとし、ハの次に次のように加える。

- 二 所属職員について、時間外勤務代休時間の指定（勤務時間条例第九条の二に規定する時間外勤務代休時間の指定をいう。以下同じ。）を行うこと。
- 第二十一条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二條の三に規定する事務を除く（以下第三項において同じ。）。

第二十一条の二第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 分場等の長及び所属職員について、時間外勤務代休時間の指定を行うこと。
- 第二十一条の三中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 出張所の長及び所属職員について、時間外勤務代休時間の指定を行うこと。

第二十二條の三第一項第一号二中「休日の代休日の指定」を「時間外勤務代休時間及び休日日の指定」に改める。

第二十二條の三第三項を次のように改める。

3 県土整備事務所の支所の各課長についての第一項第一号口の規定の適用については

、同号口中「所長」とあるのは「支所長」と読み替えるものとする。
 別表一第十二項課長専決事項の上欄中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
 11 所属職員について、時間外勤務代休時間の指定を行うこと。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県訓令第七号

本庁

出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「条例番号簿、規則番号簿、告示番号簿及び訓令番号簿」を「公報番号簿」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（歴史的文書の事前評価及び一件管理）

第四十六条の二 主務課長は、完結文書について、文書作成年度の翌年度のできる限り早い時期までに、歴史的、文化的又は学術的価値が生じると認められる文書（以下「歴史的文書」という。）を選別し、前条第一項の規定により当該文書とし込んだファイルごとに歴史的文書に該当する旨を文書管理システムに登録するものとする。

2 前項の規定により登録した文書のうち、同一案件についての文書については、別に定める方法により、案件ごとに一体的に整理し、保管するものとする。

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、長期保存文書について保存期間が二十年を経過する時点及びその後十年

を経過する時点その他所属長が必要とする時点で、その都度文書保存の必要性を検討し、保存期間を見直すものとする。

第六十五条中「延長するもの」の下に「及び第六十九条の規定により歴史的文書として別に保存するもの」を加える。

第六十六条第一項中「延長するもの」の下に「及び第六十九条の規定により歴史的文書として別に保存するもの」を加える。

第六十九条第一項中「廃棄することとした」を「保存期間が経過した」に、「歴史的、文化的、学術的価値が生ずると認められる文書（以下「歴史的文書」という。）を「歴史的文書」に改める。

様式第9号を次のように改める。

（別添参照）

別図を次のように改める。

（別添参照）

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にある旧書式による様式は、当分の間、使用することができる。

様式第9号 ファイル(第46条)

背表紙

ファイル
表紙

年 度	
分類記号	
分冊	
ファイル名	
歴史 一件	
保存期間	
廃棄年月日 年	
3月31日	

年度	
ファイル名	
歴史(一件名:)	
所 属 名	
所属コード	
保管庫番号	
保存庫番号	
福 岡 県	

文書保存箱	
完結年度	年度
分類記号	箱数の内訳
ファイル名	歴史()
(内容)	
保存期間	年 / 廃棄年月 / 年3月
保存庫番号 (保存箱番号)	
所属コード	所属名

福岡県

議 会

福岡県議会告示第一号

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県議会議長 今林 久

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中

「株式会社等の事業・職度・補所得

を

上場株式会社等の型住所等

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則（昭和四十一年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中

機関長

通信長

上司の命を受け、船舶の機関に関する業務を処理する。
上司の命を受け、船舶通信に関する業務を処理する。

を

機関長

上司の命を受け、船舶の機関に関する業務を処理する。

参事補佐

上司の命を受け、船舶に関する業務のうち指定されたものを処理するとともに、船長又は機関長が乗船しないときは、その職務を代理する。

に、

通信長

上司の命を受け、通信長の業務を処理する。

一等機関士

上司の命を受け、一等機関士の業務を処理する。

主任技師

上司の命を受け、二等航海士又は二等機関士の複雑な業務を処理する。

を

技師

上司の命を受け、二等航海士又は二等機関士の業務を処理する。

一等機関士

上司の命を受け、一等機関士の業務を処理する。

企画主査

上司の命を受け、船舶に関する業務に関し、船長、機関長又は参事補佐を補佐し、通信長、一等航海士又は一等機関士が乗船しないときは、その職務を代理する。

技術主査

上司の命を受け、通信長、一等航海士又は一等機関士を補佐し、船舶通信の専門的事項に関する業務又は二等航海士若しくは二等機関士の専門的事項に関する業務を処理する。

に

主任技師

上司の命を受け、船舶通信に関する複雑な業務又は二等航海士若しくは二等機関士の複雑な業務を処理する。

技師

上司の命を受け、船舶通信に関する業務又は二等航海士若しくは二等機関士の業務を処理する。

改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布す

る。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育委員会

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和五十八年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「図書については五冊以内とし、その他の資料については館長が別に定めるところによる」を「十点以内とする」に改める。

第十五条第一号中「視聴覚資料」を削る。

第十六条の見出し中「冊数」を「点数」に改め、同条第一項中「図書については五冊以内とし、その他の資料については館長が別に定めるところによる」を「十点以内とする」に改め、同条第二項中「図書の冊数」を「資料の点数」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則

福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「福岡県規則第二十三号」の下に「以下「財務規則」という。」を加える。

第九条中「福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）」を「財務規則」に改める。

第十三条中「財産引継書（様式第四号）」を「財務規則様式第五百十七号に準じて作成した財産引継書」に、「財産受領書（様式第五号）」を「財務規則様式第五百十七号

に準じて作成した財産受領書」に改める。

第十四条第一項中「法第二百三十八条の四第四項」を「法第二百三十八条の四第七項」に、「財産使用許可申請書（様式第六号）」を「財務規則様式第五百十九号に準じて作成した財産使用許可申請書」に改め、同条第二項中「財産使用許可台帳（様式第六号の二）」を「財産使用許可台帳（財務規則様式第五百十九号の二）」に改める。

第十六条中「財産使用許可更新申請書（様式第八号）」を「財務規則様式第六十号に準じて作成した財産使用許可更新申請書」に改める。

第十七条中「財産使用目的変更許可申請書（様式第九号）」を「財務規則様式第六十一号に準じて作成した財産使用目的変更許可申請書」に、「財産原状変更許可申請書（様式第十号）」を「財務規則様式第六十二号に準じて作成した財産原状変更許可申請書」に改める。

第十八条中「財産使用許可書（様式第十一号）」を「財務規則様式第六十三号その一、その二に準じて作成した財産使用許可書」に、「財産使用目的変更許可書（様式第十二号）」を「財務規則様式第六十四号に準じて作成した財産使用目的変更許可書」に、「財産原状変更許可書（様式第十三号）」を「財務規則様式第六十五号に準じて作成した財産原状変更許可書」に、「財産使用許可更新許可書（様式第十四号）」を「財務規則様式第六十六号に準じて作成した財産使用許可更新許可書」に改める。

第十九条中「法第二百三十八条の四第六項」を「法第二百三十八条の四第九項」に改める。

第二十条中「（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）別表三の一」を「（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）別表十四」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号 削除

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 削除

様式第六号を次のように改める。

様式第六号 削除

様式第六号の二を次のように改める。

様式第六号の二 削除

様式第八号を次のように改める。

様式第八号 削除

様式第九号を次のように改める。

様式第九号 削除

様式第十号を次のように改める。

様式第十号 削除

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号 削除

様式第十二号を次のように改める。

様式第十二号 削除

様式第十三号を次のように改める。

様式第十三号 削除

様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号 削除

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第一条関係）

所在地	学校名	級地 区分
-----	-----	----------

福岡市東区大字勝馬

” 西区能古

” 西区大字玄界島

” 西区大字小呂島

” 西区能古

” 西区大字玄界島

” 西区大字小呂島

北九州市小倉北区大字藍島

宗像市地島

” 大島

” 大島

” 大島

糸島市白糸

” 王丸

糟屋郡篠栗町大字萩尾

” 新宮町大字相島

” 新宮町大字相島

糸島市志摩姫島

” 志摩姫島

宮若市三ヶ畑

朝倉郡東峰村大字小石原

” 東峰村大字宝珠山

” 東峰村大字宝珠山

八女市矢部村北矢部

” 星野村一二〇五九

” 星野村一二〇五九

” 矢部村北矢部

” 星野村九五〇〇

嘉麻市桑野

田川郡添田町大字津野

京都郡みやこ町犀川下伊良原

” みやこ町犀川上伊良原

別表第二（第三条関係）

勝馬小学校

能古小学校

玄界小学校

小呂小学校

能古中学校

玄界中学校

小呂中学校

藍島小学校

地島小学校

大島小学校

大島中学校

宗像市学校給食大島調理場

長糸小学校白糸分校

怡土小学校王丸分校

篠栗小学校萩尾分校

相島小学校

新宮中学校相島分校

姫島小学校

志摩中学校姫島分校

若宮南小学校

小石原小学校

宝珠山小学校

東峰中学校

矢部小学校

星野小学校

星野中学校

宮野小学校桑野分校

津野小学校

伊良原小学校

伊良原中学校

所在地	学校名
-----	-----

嘉麻市泉河内

田川郡赤村大字赤

” 添田町大字落合

築上郡築上町大字小原

泉河内小学校

赤小学校上赤分校

落合小学校

小原小学校

----- 三 三 二 二 ----- 二 三 五 ----- 五 -----

別表第三(第四条関係)

所在地	福岡市早良区大字曲淵
学校名	曲淵小学校

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

福岡県教育委員会訓令第二号

本庁

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程(昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第九条関係)

休暇の種類	事由	期間	休暇	
			年次休暇	
	(職員の心身の疲労回復等事由を限定しない。)	任用期間三十日につき一日(任用期間が六月を超え十月未満の場合にあっては、十日)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき		必要と認められる期間	必要と認められる期間

有給

特別休暇

病気休暇	特別休暇
職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間	必要と認められる期間
職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員の親族(附表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
必要と認められる期間	親族に同じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
一年において任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百五十日までの場合にあっては八日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間	必要と認められる期間

無給休暇

介護休暇	特別休暇	
職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子又は配偶者の父母で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護家族」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	女性職員が出産した場合
職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子又は配偶者の父母で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護家族」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	生後一年に達しない生児を育てる女性職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合
要介護家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間	必要と認められる期間	出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）
	一日二回それぞれ三十分以内の期間（通算可）	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
	一の年において五日の範囲の期間	

備考

年次休暇期間及び病気休暇期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するにあたっては、三十日をもって一月とする。）。

附表

配偶者	親族
父母	日数
七口	

子	五日
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の二

部を次のように改正する。

第五条第二号中八を二とし、ロの次に次のように加える。

八 公立高等学校授業料不徴収交付金に関すること。

第十三条第二号へ中「公立の小学校及び中学校並びに県立特別支援学校」を「義務教育諸学校及び県立特別支援学校高等部」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

出先機関

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程等の一部を改正する訓令
(教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第十号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 条例第九条の二の規定に基づき、職員の時間外勤務代休時間を指定すること。
第七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 美術館長及び九州歴史資料館長に対し、当該機関の所掌に係る前項第一号、第三号から第七号まで、第十五号、第十六号及び第十九号から第二十六号までに掲げる事務を委任する。この場合において、同項第三号、第十五号及び第十六号中「職員」とあるのは「美術館長」又は「九州歴史資料館長」と読み替えるものとする。

3 美術館副館長及び九州歴史資料館副館長に対し、当該機関の所掌に係る第一項第一号、第三号、第八号から第十八号まで及び第二十七号に掲げる事務を委任する。この場合において、「職員」とあるのは「副館長及び所属職員」と読み替えるものとする。

第八条第二号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第八条第一項及び第

三項」を「第十五条」に改め、同号へ中「第九条第一項」を「第十六条」に改め、同号ト及びチを次のように改める。

ト 法第十八条の規定に基づき、健康診断等に関し、保健所と連絡すること。

チ 法第二十条の規定に基づき、感染症予防上必要があるとき、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うこと。

第八条第二号リ中「学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)第十二条」を「学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)第十五条」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第二条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程(昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第三項第六号中「割振り変更」の下に、「時間外勤務代休時間の指定」を加える。

(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表一第四項第十五号中「割振り変更」の下に、「時間外勤務代休時間の指定」を加え、同項第十六号中「割振り変更」の下に、「時間外勤務代休時間の指定」を加える。

別表十一第九項第二号中「第十条」の下に「及び第十一条」を加え、同項第五号中「教科用図書採択地」を「教科用図書採択地区」に改め、同項第十号中「部長」を「課長」に改める。

別表十三第一項各号列記以外の部分中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に、「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に改め、同項第一号中「第六条」を「第十三条」に改め、同項第二号中「第六条」を「第七条」に改め、同項第三号中「第八条」を「第九条」に改め、同項第四号中「第九条」を「第十条」に改め、同項第五号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を、「

特別支援学校」の下に「の小学部及び中学部」を加え、同表第四項第三号を削る。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十四号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

表中古賀市の項中

花見東一区公民館

花見東五丁目二番一三〇

を

花見東一区公民館

花見東四丁目九番一〇

に

改める。

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一号」の下に「以下「県職員給与条例」という。「を、「第五十

号」の下に「以下「警察職員給与条例」という。」を加える。

第六条第二項中「第十一条第一項において」を「以下」に改める。

第十条の七中「第十条の二」を「第十条の三」に、「第十条の三」を「第十条の四」に、「第十条の四」を「第十条の五」に、「第十条の五」を「第十条の六」に改め、同条を第十条の八とする。

第十条の二から第十条の六までの規定中「条例第九条の二」を「条例第九条の三」に改め、第十条の六を第十条の七とし、第十条の二から第十条の五までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第十条の二 条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、県職員給与と条例第十五条第四項、警察職員給与と条例第十四条第四項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第十五条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第九条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十一条第一項に規定する代休日を含む。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における県職員給与と条例第十五条第四項、警察職員給与と条例第十四条第四項又は学校職員給与と条例第十五条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 県職員給与と条例第十五条第一項第一号及び第二項、警察職員給与と条例第十四条第一項第一号及び第二項又は学校職員給与と条例第十五条第一項第一号及び第二項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第十七条第二項（同条例第二十一条第一項において準用する場合を含む。）により読み替えられた県職員給与と条例第十五条第一項、警察職員給与と条例第十四条第一項若しくは学

校職員給与と条例第十五条第一項又は県職員給与と条例第十五条第三項、警察職員給与と条例第十四条第三項若しくは学校職員給与と条例第十五条第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 県職員給与と条例第十五条第一項第二号、警察職員給与と条例第十四条第一項第二号又は学校職員給与と条例第十五条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に相当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第九条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第九条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十一条第一項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)(を削り、(休日)を(条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)に改める。

第十二条の二第四項中「残日数(の下に「一日未満の端数を含む。」を加える。

第十三条第一項中「年次休暇の残日数」の下に「(一日未満の端数を含む。以下この条及び次条において同じ。)(を加え、(条例第三条第二項本文に規定する一日の勤

務時間の時間数の二分の一以下の端数があるときはこれを切り捨て、当該勤務時間の時間数の二分の一を超える端数があるときはこれを切り上げた日数(を削り、同条第二項中(その者の勤務日における最も長い勤務時間(当該勤務時間が七時間四十五分を超える職員にあつては七時間四十五分とする。以下この項において「最長勤務時間」という。)の時間数の二分の一以下の端数があるときはこれを切り捨て、その者の最長勤務時間の時間数の二分の一を超える端数があるときはこれを切り上げた日数(を削る。

第十四条中「一日又は一時間」を「一日、一時間又は人事委員会が別に定める単位」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十六条第一項第十八号及び第十九号中「週休日」の下に「(条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等)を加える。

第二十七条中「及び」を「(第十条の二第一項及び第三項並びに)に改め、「週休日の振替等」の下に「(時間外勤務代休時間の指定)を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則の一部を改正する規則

則

福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県職員給与条例第十五条第四項、警察職員給与条例第十四条第四項及び学校職員給与条例第十五条第四項に規定する時間外勤務手当は、次の各号に掲げる時間外勤務手当の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給日に支給することができる。

一 勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）の指定に代えられなかった時間外勤務手当 前項に規定する給料の支給日の属する給与期間の次の給与期間における給料の支給日

二 指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する時間外勤務手当 前項に規定する給料の支給日の属する給与期間の次又は次の給与期間における給料の支給日

第十三条の四第一項中「又は次項」を、「勤務時間条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日又は次項」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第一イ甲表中

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

1等航海士 1等機関士 通信長	船長 機関長
を	
一等航海士 一等機関士 通信長 企画主査	船長 機関長 参事補佐

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則を廃止する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則を廃止する規則

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十二号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第1号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第一項を次のように改める。

課 平 公 与 給	名 課
	一 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）に基づく次の事務
1 第三条第一項第一号の規定により、フレックスタイム制において七時間四十五分の勤務時間（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、一日の平均勤務時間）が割り振られる日を定めること。	1 第三項第三号の規定により、フレックスタイム制において職員申告により勤務時間を割り振らない場合の基準を定めること。
2 第三条第三項の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の割振りの変更の基準を定めること。	2 第三条第四項第二号の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の割振りの変更の基準を定めること。
3 第四条第二項の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の申告簿等について必要な事項を定めること。	3 第四条第二項の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の申告簿等について必要な事項を定めること。
4 第六条の規定により、休憩時間を一斉に与えないことができる勤務を定めること。	4 第六条の規定により、休憩時間を一斉に与えないことができる勤務を定めること。
5 第九条第二項の規定により、国の行事が行われる日で正規の勤務時間において職員に宿日直勤務と同様の勤務を命ずることができる日を指定する	5 第九条第二項の規定により、国の行事が行われる日で正規の勤務時間において職員に宿日直勤務と同様の勤務を命ずることができる日を指定する

課 平 公 与 給	名 課
	三 福岡県の職員の分限に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号）に基づく次の事務
1 第三条の規定により、権限委任等の通知を受理すること。	7 第十条の二第七項の規定により、時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項を定めること。
2 第六条の規定により、任命権者が分限処分を行った場合の処分の通知を	8 第十一条第三項の規定により、休日の代休日の指定の手續に關し必要な事項を定めること。
	9 第十二条の二第一項第一号の規定により、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
	10 第十二条の二第二項第二号及び第四項の規定により、再任用職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
	11 第十二条の二第二項第三号の規定により、年次休暇について、職員として在職していたと同等の取扱いをする法人に準ずる法人と認めること。
	12 第十二条の二第五項の規定により、人事交流等職員のうち使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次休暇の日数を定めること。
	13 第十四条第一項の規定により、年次休暇の単位ごとの使用方法について定めること。
	14 第十五条第一項の規定により、病気休暇の期間が百八十日となる疾患を定めること。
	15 第十六条第一項第四号ロの規定により、ボランティア休暇において活動の対象となる施設を定めること。
	16 第十六条第一項第四号ニの規定により、ボランティア休暇について列記された活動以外の活動を承認すること。
	17 第十六条第一項第十三号の規定により、出産補助休暇が認められる期間を定めること。
	18 第十六条第一項第十八号の規定により、夏季休暇が認められる期間を定めること。
	19 第十七条第一項第三号の規定により、介護休暇の要介護者について、事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者を定めること。
	20 第二十六条の規定により、勤務の制限又は休暇に關し必要な事項を定めること。

別表第二給与公平課の項第三項を次のように改める。

課 平 公 与 給	名 課
	三 福岡県の職員の分限に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号）に基づく次の事務
1 第三条の規定により、権限委任等の通知を受理すること。	1 第三条の規定により、権限委任等の通知を受理すること。
2 第六条の規定により、任命権者が分限処分を行った場合の処分の通知を	2 第六条の規定により、任命権者が分限処分を行った場合の処分の通知を

附則

取組めること。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。